

所得税の確定申告と納税

二月十六日～三月十五日

所得税の確定申告

にあたっての注意

- (1) 確定申告者は、原則として、大月税務署又は大月税務署出張申告相談（二月二十三日(木)）にて申告をお願いします。なお、市役所税務課からの呼出者と還付申告者は市役所税務課にて申告して下さい。
- (2) 毎年三月十日過ぎは、窓口が非常に混雑しますのでなるべく早めに提出をお願いします。郵送でも結構です。
- (3) 確定申告書用紙は、税務署から送られたものを使用して下さい。
- (4) 申告書に添付する書類をお忘れなく。源泉徴収票、各種の控除に関する証明書、所得の内訳書「収支明細書」の提出をお願いします。所得金額が二千万円をこえる人の「財産及び債務の明細書」



など、必要書類は忘れず添付して下さい。

(5) 給与所得者で医療費を支払ったり住宅を取得した方などが、還付の申告をする場合には簡単な還付申告書をご利用下さい。

※決算のしかたや申告書の書きかたで、わからない点は税務署か市役所税務課へおたずね下さい。

◎納税は便利な振替納税で希望者は、三月十五日までに申し込みをして下さい。

◎還付金の受けとりは銀行および信用金庫への口座振込みをご利用下さい

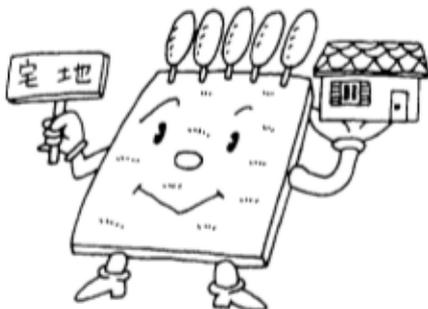
申告書下部に振込銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を記載して下さい。
(本人の口座に限ります)

お願い

各納税組合において、組合長が替ったり、組合員の加入や脱退等があった場合は、すみやかに市役所税務課に届け出をして下さい。

ご自分の資産を

確認しましょう



◆申告に関する説明会と相談会◆

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行います。また、市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用下さい。

1. 三税共同説明会

月	日	時 間	会 場
2月	14日	1時～3時	市 役 所

2. 出張申告相談

月	日	時 間	会 場
2月	23日	10時～3時	市 役 所

3. 税理士による確定申告無料相談

月	日	時 間	会 場
2月	22日	10時～3時	市 役 所
2月	23日	10時～3時	市 役 所
2月	24日	10時～3時	市 役 所

固定資産課税台帳は、固定資産税の基礎となるものです。この台帳には土地・家屋・償却資産の昭和五十九年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確認して下さい。

(1) 縦覧期間
三月一日～三月二十一日まで。時間は午前八時三十分～午後五時、土曜日は正午まで(日曜・祭日を除く)

(2) 縦覧場所
市役所税務課
☎(三)一一一内線二五三

都留市の気象

	58年12月	57年12月	10年間の平均
最高気温	(3) 17.9℃	(1) 19.0℃	17.2℃
最低気温	(2) -8.0℃	20 -5.1℃	-6.8℃
平均気温	2.2℃	4.7℃	3.3℃
降水日数	1mm以上1日	1mm以上3日	1mm以上4日
降水量	1.5mm	16.5mm	24.5mm
平均湿度	62%	75%	70%

都留市消防署調べ()はその日